

財務省告示第四百二十七号

省令第三十号（第五十条第十項の規定に基づき、平

成十七年十月三十一日に発行した利付国債の発行

条件等を次のとおり告示する。

平成十七年十一月九日

財務大臣 谷垣 禎一

利付国庫債券（二十年）（第八十

一 名称及び記

二回）

二 発行の根拠

平成十七年度における財政運営

の法律及びそ

のたための公債の発行の特例等に

関する法律（平成十七年法律第

十九号）第二条第一項及び財政

融資資金特別会計法（昭和二十

六年法律第一百一号）第十一条第

一項

三 振替法の適

社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、財務大臣が各債市札

場特別参加者ごとに応募限度額

を定めるものによる発行（以下

「国債市場特別参加者・第

価格競争入札発行」という。）

非

五 募入決定の

四 発行方法

十九 十八 十七 十六 十五
 入 払 元 償 償 後 第
 札 場 利 還 還 の 二
 参 所 金 金 金 期 期
 加 支 支 支 支 子 以

ものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十八年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次の号及び第十六号において規定する期日について同じ。)

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成三十七年九月二十日額面金額百円につき百円日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

二十

者

弘
込
期
日

平
成
十
七
年
十
月
三
十
一
日